

備えの種をまこう。

VOL. 3

# NOSAI なら



## 奈良市上深川町つげの里かき餅屋

主な内容

- 平成30年度事業報告 …… 1
- 令和元年度事業計画 …… 2

- 制度改正特集 …… 3～5
- お知らせ(農作物共済) …… 6

- 収入保険(加入者の声) …… 7～8
- 県内散歩 …… 9～10

引受実績 総共済金額 4,798億21,555千円

農作物共済

	引受面積	784,751 a
	共済金額	4,935,930千円
	支払共済金	30,062千円


水稻



麦

引受面積	10,683 a
共済金額	3,576千円
支払共済金	0円

果樹共済

	引受面積	5,331 a
	共済金額	97,130千円
	支払共済金	2,573千円


かき



うめ

引受面積	1,048 a
共済金額	5,997千円
支払共済金	71千円

畑作物共済

	引受面積	3,731 a
	共済金額	9,876千円
	支払共済金	1,184千円

大豆



茶

引受面積	2,446 a
共済金額	26,359千円
支払共済金	0円

家畜共済

	引受頭数	9,855頭
	共済金額	3,122,253千円
	支払共済金	169,341千円


園芸施設共済

	引受棟数	3,917棟
	共済金額	2,051,364千円
	支払共済金	63,096千円

建物共済

	引受棟数	49,444棟
	共済金額	467,685,560千円
	支払共済金	144,712千円

農機具共済

	引受台数	717台
	共済金額	1,883,510千円
	支払共済金	7,803千円

事業報告

平成30年度の総共済金額は、4,798億21,555千円となりました。

主な引受として、家畜共済では、引受方式が変わったため、前年度より引受頭数が3,125頭、共済金額13億9,021千円増加しました。


被害は、8月～10月にかけて、勢力の強い台風20号、21号、24号が相次いで近畿地方に上陸し、園芸施設、建物共済などで被害がありました。また、一部の地域では獣害が発生しました。総支払共済金は4億1,884千円でした。

## 引受目標 総共済金額 4,975億10,939千円

## 農作物共済


	引受面積	549,000 a
	共済金額	3,453,102千円

水稻


	引受面積	3,748 a
	共済金額	2,388千円

麦

## 果樹共済


	引受面積	2,600 a
	共済金額	47,999千円

かき


	引受面積	550 a
	共済金額	2,387千円

うめ

## 畑作物共済


	引受面積	3,850 a
	共済金額	10,695千円

大豆


	引受面積	1,000 a
	共済金額	11,307千円

茶

## 家畜共済

	引受頭数	14,975頭
	共済金額	3,028,160千円


## 園芸施設共済

	引受棟数	4,015棟
	共済金額	2,104,901千円

## 建物共済

	引受棟数	51,500棟
	共済金額	487,000,000千円

## 農機具共済

	引受台数	800台
	共済金額	1,850,000千円

## 事業計画

令和元年度の総共済金額は、4,975億10,939千円を目標に、より効率的・効果的な事業運営の体制を強化し、地域や関係機関の協力を得ながら引受推進を行います。

農作物共済において、当然加入制から任意加入制になったことから、積極的な制度の普及と引受拡大を図ります。

また、平成31年1月から開始した収入保険制度は、「青色申告農業者」に限られることから、収入保険に興味を持ってもらえるよう、積極的に訪問説明し、普及推進に努めていきます。



# 農業共済制度が見直されます!!

農業者へのサービス向上と負担軽減を目的に原則、令和元年産から農業共済制度が見直されます。今回は改正制度のポイントを事業別にご紹介します。



## ■ 農作物共済（水稻・麦）

### 任意加入制への移行

収入保険制度の開始に伴い、令和元年産から10アール以上を耕作されている農業者が加入を選択できる任意加入制に移行しました。

※収入保険制度などの他制度に加入されない場合は、引き続き農作物共済に加入されることをお勧めします。

## ■ 農作物共済（水稻・麦）、 畑作物共済（大豆）

### 引受方式「一筆方式」の廃止

耕地ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金をお支払いする引受方式「一筆方式」は令和3年産をもって廃止となります。

## ■ 農作物共済（水稻・麦）

### 一筆半損特例の導入

一筆方式以外の方式で加入した場合、目視で5割以上の減収が認められる圃場について、坪刈りなど要さずに5割の減収と評価し、従来の一筆方式の補償対象なる7割部分（最高補償割合選択の場合）までの2割分をお支払いする一筆半損特例を選択制で導入します。※別途、共済掛金が必要となります。

## ■ 農作物共済（水稻・麦）、 畑作物共済（大豆・茶）、 果樹共済（かき・うめ）

### 地域インデックス方式の新設

農業者ごとに、地域の過去5か年の統計単位の中庸3か年平均を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に共済金が支払われます。

## ■ 畑作物共済（大豆）、 果樹共済（かき・うめ）

### 補償割合が選択可能に

従来は引受方式ごとに補償割合が決まっていましたが、改正後は現行の補償割合を上限として3段階から選べるようになります。例えば、大豆の全相殺方式は9割・8割・7割から、半相殺方式は8割・7割・6割から、果樹共済の半相殺総合一般方式は7割・6割・5割からそれぞれ選択することになります。



## 家畜共済

### 死亡廃用共済と疾病傷害共済の分離

死亡廃用共済と疾病傷害共済の2つに分かれ、一方のみの加入や別々の補償割合を選択できるようになります。

死亡廃用の補償割合を低くして疾病傷害の補償割合を高くしよう!



疾病傷害だけに加入しよう!



経営状況に合った加入が選択できます!  
平成31年1月より実施しています!

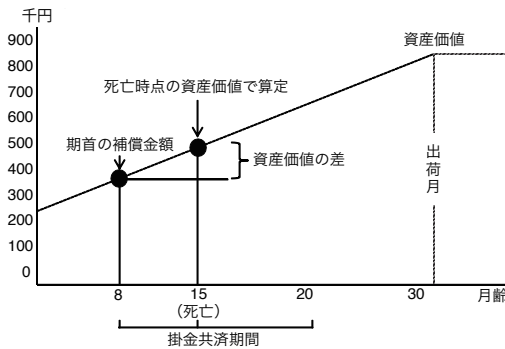
### 家畜の異動の際の報告が簡素化

期首引受時に年間飼養計画を申告、期末時に年間飼養実績を確認したうえで、共済掛金等を再計算し、差額の徴収・返還を行います。

### 事故発生時の資産価値で評価

成長に伴い、資産価値が増加する家畜（肥育牛など）が事故に遭った時の補償額が見直されます。

事故が起きた時点での資産価値をもとに、共済金が支払われます。



### 補償範囲の拡大

- ① 家畜商に売却した牛が牛白血病で廃棄された場合も対象となります。
- ② 家畜共済加入者から導入した家畜は待期間中でも対象となります。
- ③ 令和2年1月より疾病傷害事故では診療費の1割が自己負担となります。

## 園芸施設共済

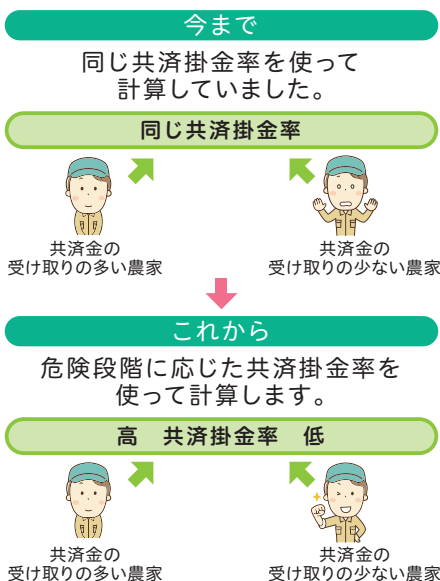
### 短期加入の廃止

短期加入（4ヶ月以上12ヶ月未満の加入）が廃止となり、**通年加入（12ヶ月）が原則**となりました。それに伴い、ハウスを被覆期間と未被覆期間に分け、それぞれの期間ごとに共済掛金を設定します。

## 事業共通（建物・農機具共済以外）

### 危険段階別共済掛金率の導入

過去の被害率が高い方には高い掛金率、低い方には低い掛金率となる**個人別危険段階別共済掛金率を導入**します。



# 幅広い農業者の農業共済への加入を促進し、 農業経営の安定が得られるよう、加入要件等が改正されます

## ■家畜共済に関する 事故除外方式の見直し

共済事故について、農業者の申出によりその一部を共済事故としないことができることとし、その事故除外方式に新たに次の事故が追加されます。

(1) 搾乳牛及び育成乳牛について、繁殖能力を失う事故及び泌乳能力を失う事故

(2) 牛について、  
火災、伝染病  
又は自然災害  
による廃用以  
外の廃用事故



## ■園芸施設共済に関する 全棟加入要件の 適用除外の見直し

所有、または管理をしている特定園芸施設全てについて共済関係の成立の申込み（全棟加入）をすることが原則となつていますが、一部共済関係を成立させないことを相当とする事由に該当するものは、全棟加入要件の適用除外となつていきます。

この適用除外要件に新たに「経過年数が耐用年数の2.5倍を超えた施設で、農業者の申出があったもの」が追加されます。

なお、全棟加入の対象から除く基準となる特定園芸施設の区分ごとの経過年数については農林水産省の告示において規定されます。

## ■園芸施設共済に関する 小損害不填補の見直し

特定園芸施設の損害の額が一定の基準金額を超えない場合には共済金を支払わない仕組み（小損害不填補）が措置されていますが、新たに小損害不填補の基準金額

（50万円・  
100万円）  
を設け、選択  
肢が追加され  
ます。





# 農作物共済からのお知らせ!!

水稲共済加入申込書兼変更届書より、申告いただきました水稲作付面積に基づいて、水稲共済掛金を徴収させていただきますので、期限内納入にご協力よろしくお願いいたします。

なお、作付変更があった場合は速やかに近くの支所までご連絡をお願いします。変更に伴う掛金の増減があった場合は後日に精算(徴収・還付)処理をさせていただきます。

## 掛金納入期限の変更

今まで

- ・やまと北部、宇陀支所
- ↓ 6月30日まで
- ・北和、磯城、
- 中和、葛城、南和支所
- ↓ 7月10日まで

これから

- ・全支所
- ↓ 令和元年
- 7月30日まで
- 納入期限が変わります

## 無事戻し金について

継続して加入いただいた3年間で共済金を一度も受け取られなかった場合、または、少ない共済金しか受け取られなかった場合には、3年間の農家負担額の2分の1を限度に無事戻し金としてお返しします。ただし、総代会の議決や収支状況によっては、お返しできない場合もあります。(令和3年までで廃止)

## 引受方式の変更・追加

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価方法
一筆方式 (令和3年産までで廃止)	収穫量減少	耕地ごとに引受け、耕地の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合を超える減少部分に対して共済金が支払われます。	現地調査
半相殺方式	収穫量減少	農家単位で引受け、減収耕地の減収量の合計が、農家の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合を超える減収部分に対して共済金が支払われます。	現地調査
全相殺方式(注1)	収穫量減少	農家単位で引受け、農家の減収量が、農家の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合を超える減収部分に対して共済金が支払われます。	出荷資料
災害収入共済方式 (水稲共済においては品質方式)(注2)	収穫量減少かつ生産金額減少	農家ごとに減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の農家が申し出た補償割合に達しない場合に共済金が支払われます。	出荷資料
地域インデックス方式	収穫量減少	地域インデックス方式は、地域の統計データを用いて共済金を支払う仕組みです。組合員ごとに地域の過去5カ年の統計の平均単収(5中3)を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に共済金が支払われます。	統計データ (県単位・市町村単位の作況)

・注1：生産量の概ね全量をJA等に出荷しており、その出荷資料により収穫量を適正に確認でき、今後も概ね全量をJA等に出荷することが確実であると見込まれる農家又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる農家が加入できます。  
 ・注2：生産量の概ね全量を原則として過去5年間に於いて、玄米の数量(用途別を含む)及び品位(農作物検査法の品位等検査に基づく検査等級(1級、2級、3級及びそれ以外の別))に関する資料の提供が得られるJA等に出荷しており、かつ今後も概ね全量をJA等に出荷することが確実であると見込まれる農家又は農作物に係る収穫物及び品質が青色申告書及び関係書類若しくは実測により適正に確認できる農家が加入できます。

## 1kg当たり共済金額

- ・主食用米  
(179円・161円・143円・125円・107円・90円)
- ・飼料用米  
(40円・36円・32円・28円・24円・20円・16円・12円)
- ・米粉用米  
(84円・76円・67円・59円・50円・42円・34円・25円)

品質引受方式の場合は、基準生産金額

(過去5年JA出荷データの単収平均×政府買入価格×引受面積)に100分の40～90を乗じて得た金額を下らず農家が選択した補償割合を乗じた金額を超えない範囲内とする。

※特にお申し出がない限り「引受方式：一筆方式」「補償割合：7割」「1kg当たり共済金額：179円」とさせていただきます。

## 水稲被害申告について

水稲作付圃場において、自然災害・病害虫・鳥獣害等により1筆あたりの収穫量が、7割の減収(引受方式…一筆7割補償の場合)が見込まれる場合は、地域の共済部長さんまで被害申告をお願いします。

なお、被害申告をされた圃場は、共済組合の損害評価調査が終了するまでは刈取りを行わないようご協力をお願いします。

# 収入保険が始まっています！

## ■ 収入保険の仕組み

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



**対象者** 青色申告農業所得用を行っている農業者（個人・法人）  
 ※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

**対象収入** 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体  
 ※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。  
 ※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。  
 ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

**補填の仕組み**

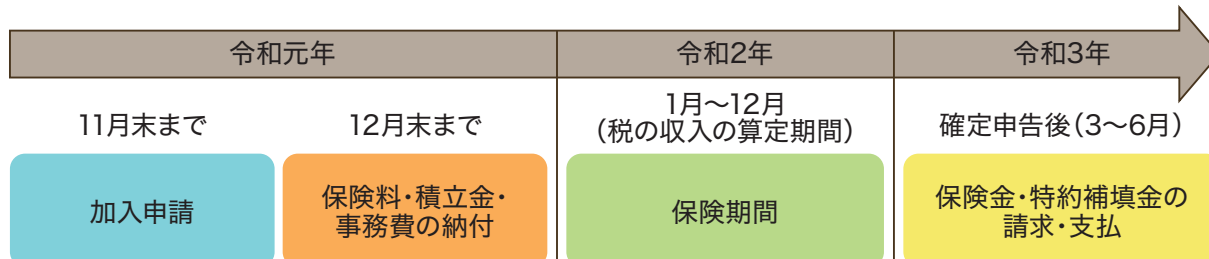
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補填します。  
 ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。  
 ※補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。  
 ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうか選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）  
 ※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。  
 ※積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

## ■ 加入・支払手続のスケジュール

※保険期間が令和2年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。

法人の保険期間は、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）の合計です。



※保険料・積立金は分割支払も可（最終の納付期限は保険期間の8月末）



## 加入者の声



こんな保険を  
待っていました

生駒郡平群町  
なかお よしてる  
中尾 佳照さん(57)

5.3畝で小ギクを栽培しています。病害虫により、商品価値が下がることや局地的な自然災害により、収入が減ると、雇用のある農家においては、経営に影響が出ます。収入保険に加入することにより、安心した農業経営が出来ます。

これからは小ギクの生産技術の向上に務め、平群町がより一層の小ギクの産地としての地位を高めて行きたいです。



色んなリスク対応  
できる保険

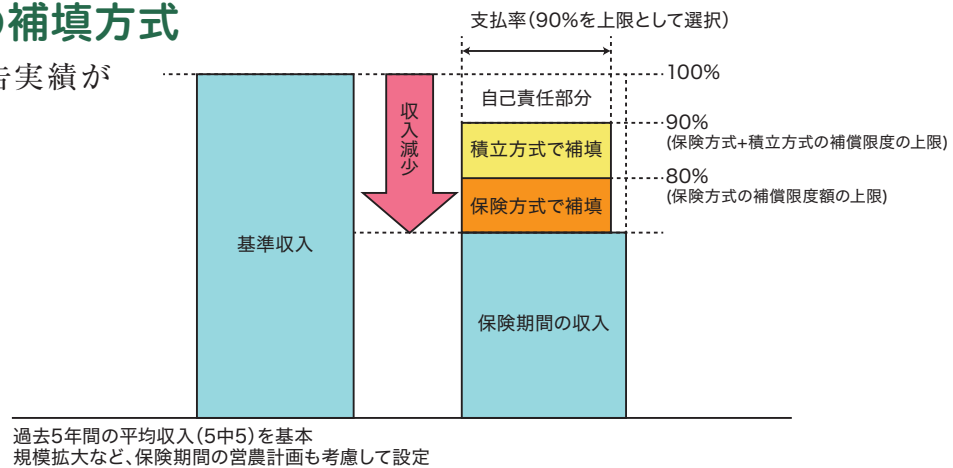
五條市西吉野町  
ばんじょう まさき  
番匠 昌樹さん(43)

カキ3.4畝、ウメ80畝栽培しています。以前は果樹共済に加入していましたが、販売価格が減少し、収入が減った時に補償してくれることに魅力を感じ、加入を決めました。また、家族経営者にとって、病気やケガでの収入減少も補填してくれるのは心強いところです。

今後について、カキ以外で収入が得られる新作物に挑戦してみたい。収入保険に加入したので、思い切って新作物の導入に取り組むことが出来ます。

## 収入保険の補填方式

5年以上の青色申告実績がある者の場合



## 基準収入が1,000万円の農業者が補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払率90%を選択した場合の試算

### ● 農業者が用意すべきお金

	<加入1年目>	<2年目以降>
・保険料	7.8万円	7.8万円±0
・積立金 (掛捨てではない)	22.5万円	(22.5万円) 前年に積立金の取り崩しがなく、前年と基準収入が変わらない場合は、0
・事務費	2.2万円	2.1万円
合計	32.5万円	

### ● 補填金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補填金の合計	補填金の内訳		補填金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
		保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補填金)	
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%( 0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

※1 保険料には50%の国庫補助があり、補償限度80%の場合、保険金額の1.08%です。

※2 積立金には75%の国庫補助があり、積立金額の25%です。

※3 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割(1年目4,500円、2年目以降3,200円)、補償金額割(保険金額及び積立金額1万円当たり22円)の合計です。

# ～昔ながらの懐かしい味～



きれいに切り揃えられたかきもち

「もちをすく力加減が難しい」と奈良市上深川町にある「つげの里かき餅屋」では、みんなが話しながらも、熟練の技によって、きれいに切り揃えられていく。

昭和60年に郷土料理の普及のため、都祁村農村生活改善グループが発足した。さらに、平成元年には製造作業所を作り、31年間作り続けている。

かきもちづくりは、12月から3月末まで続き、1年間分まとめて作るという。代表である中恵子さん（69）は「昔ながらの手作りなので、たくさんは作ることは出来ないけど、みんな仲良く頑張っています」と話すように、会員8名で活動している。



2人の息がピッタリな熟練の技

「塩」と「塩と砂糖入り」の大きく2種類のかきもちがあり、塩のみには白エビ、ゴマ、塩味、塩と砂糖入りには3種類の他、青のり味が加わり、合計7種類の味が楽しめる。

かきもちは、一晩水に浸した地元産の「かぐらもち」、「まんげつもち」のもち米を30分蒸し、杵つきの餅つき器で7分間つく。つき終えたら自分で作った麴蓋（こうじぶた）に流し込み、手早く形を整える。その後、天候や気温にもよるが、約2日間乾燥させる。



昔から変わらない棚に一枚一枚並べて乾燥

程よい硬さになったら、2人1組になり、「かきもち切り器」で約1.5ミリの薄さにすいていく。最後に、薄く細長いもちを約7センチの長さに切り分けて、棚に一枚一枚並べて、3週間以上、自然乾燥させる。

ここ上深川町では、氷点下になる日が多く、かきもちが凍ってしまうことがある。凍ったまま乾燥させるとひび割れが生じ、商品にならないことがあるという。

「毎日、天気予報とにらめっこしながら、かきもちを見ては割れないよう注意しています」と向井良子さん。



# 県内散歩

# つげの里かき餅屋

乾燥を終えた、かきもちちは、「つげの畑高原屋」、「JAはやおきどり直売所」や「大和茶JA特産品アンテナショップ」などで生200<sup>グラム</sup>520円、焼いたかきもちちは80<sup>グラム</sup>370円で販売している。

油で揚げずに、じっくり焼きあげる、かきもちちは昔ながらの味にこだわって作っている。お客さんに「懐かしい。昔を思い出したよ」と言われた時は、喜んでもらえて作る励みになるという。



昔ながらの懐かしい味

お茶請けや子どものおやつとして食べられているが、上深川町では、熱い茶粥やお茶に、かきもちちを入れて食べる風習が受け継がれている。塩味が効いて、おいしいと子どもからお年寄りまでみんな大好きだという。

今後について「私たちが祖母や母から教わった安心・安全なお菓子として作ってきたように、若い方に伝えて、繋いでいきたい。いつか、みんなで温泉旅行し、ゆっくりしたい。そして、いつまでもみんな元気で活動していきたい」と仲良く語り合う。



## 農業共済功績者表彰

平成30年度農業共済功績者として本県から次の方々が受賞されました。

- 第1号表彰(共済部長・損害評価員)
  - ・廣瀬 智彦氏(高取町)
  - ・吉川 公雄氏(河合町)
  - ・山本 常次氏(吉野町)
- 第2号表彰(役員)
  - ・藤 裏 勲氏(吉野町)



昔ながらの手作りで頑張っています



## 農業共済のニーズ調査について（アンケートのお願い）

農業共済対象品目のうち、本組合で実施していない品目（未実施品目）及び引受方式（未実施方式）について、本県で実施が必要と思われるものがありましたら、ご意見をお聞かせしてください。

事業区分		全国実施品目
果樹	畑作物	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
収穫共済		うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ（はつさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、天平）、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル

## 口座振替への ご協力のお願い

本組合では、加入する際の共済掛金の支払い方法について、口座振替への移行を勧めています。組合員の皆様にはお手数をおかけいたしますが、口座振替移行へのご理解とご協力をお願いいたします。



## 農業共済新聞のご案内

農業共済新聞はNOSAI団体がお世話になっている共済部長さんをはじめ、組合員の皆様方等に幅広く愛読いただいている週刊紙です。

NOSAI事業の説明やNOSAI団体の動きをはじめ、農政、営農技術、農産物流通、農業資材など、幅広い分野を網羅しています。

「農業や暮らしに役立つ農業紙」というスタンスで紙面作りを行っています。

- 黒文字は本組合で未実施品目です。
- 畑作物及び果樹の加入方式は、品目によって半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式、一筆方式（令和3年産まで）、樹園地単位方式（令和3年産まで）、災害収入共済方式があります。詳しくは当ホームページをご覧ください。
- ご意見はメール（奈良県農業共済組合：Email: honbu@nosainara.jp）にお願いします。

- メールには、氏名、住所、電話番号、農業経営品目、経営規模等をご記入の上、ご意見の内容や理由をご入力ください。
- なお、当調査で得た個人情報、当調査以外には使用しません。

NOSAIの職員が県内農業や暮らしの話題について詳しく楽しく取材した「地方版」が大きな特徴です。



- 年極購読料4,680円
- 毎週水曜日（月4回）発行です。
- お申し込み、お問い合わせはお近くのNOSAIまでお願いします。

# NOSAIなら

第3号 2019年5月発行

編集・発行/ 奈良県農業共済組合

奈良県橿原市十市町877-1  
TEL: 0744-21-6312 FAX: 0744-21-6315  
http://www.nosainara.jp/

やまと北部支所	奈良市柴屋町29-1	0742-63-6063
北和支所	大和郡山市池之内町252-1	0743-55-1280
磯城支所	桜井市大字阿部11	0744-42-2900
宇陀支所	宇陀市榛原萩原元萩原350-3	0745-82-1164
中和支所	橿原市城殿町459	0744-24-2808
葛城支所	北葛城郡広陵町南郷18-5	0745-55-3560
南和支所	五條市原町252-1	0747-22-2320
家畜診療所	橿原市十市町877-1	0744-24-0258